

みどろ
水土里ネット

両総だより

広報 両総だより

110号

令和7年12月1日



令和7年臨時総代会	2
管理委員の選任について	3
令和6年度一般会計収支決算	3
監査報告	3
国営かんがい排水事業実施に向けて	4
令和7年度事業実施について	5
第47回両総用水事業推進協議会総会	6
国・千葉県への要望活動	6

21世紀土地改良区創造運動	7
両総管内に広がる外来生物の駆除	7
営農組合紹介	8・9
賦課金の納入について	10
未納解消へ向けた取り組み	10
こんな時は届け出を!!	11
職員募集について	12

表紙絵:子ども絵画展2025 農林水産大臣賞 作品名「じいじのうれしい時」 澁谷晃多さん

令和7年臨時総代会

去る令和7年10月29日(水)成東文化会館のぎくプラザにおいて、総代143名出席のもと、国並びに千葉県の幹部職員の方々にご臨席を賜り、令和7年臨時総代会が開催されました。

理事長からは現在、当土地改良区では農業水利施設の省エネルギー化を図る国営かんがい排水事業(低炭素農業水利システム構築事業)の推進と連携管理保全計画(通称:水土里ビジョン)の作成に取り組んでいる。国営かんがい排水事業は、ポンプ施設などを高効率機器へと更新することにより総使用電力量の低減を図ることと、老朽化の著しい施設を最新の施設に更新することで維持管理費の大幅な低減を図るものであり、早期の事業採択へ向け関係機関との協議を鋭意進めていく。

また、水土里ビジョンは、将来にわたり地域の農業水利施設等を適切に保全していく体制を構築するものとなっており、策定により当土地改良区が実施する各種補助事業の補助率アップの恩恵もあることから経費削減につながるため着実に進めていく。これらの新たな収入の獲得や経常的な経費の削減に取り組み、施設更新のための積立や財政基盤の強化を図る旨の挨拶がありました。



理事長 森 英介



利根川水系土地改良調査管理事務所
所長 香山 泰久 様



千葉県農林水産部
次長 鈴木 清次 様



臨時総代会 会場内の様子

挨拶や祝辞はホームページで公開しております。

議事内容

下記の議案は原案のとおりすべて可決確定されました。

提出 議案

- 第1号議案 管理委員の選任について
- 第2号議案 令和6年度事業報告について
- 第3号議案 令和6年度一般会計並びに特別会計収支決算について
- 第4号議案 令和6年度財務諸表並びに財産目録について
- 第5号議案 定款の一部変更について
- 第6号議案 規約の一部変更について
- 第7号議案 令和7年度県営事業計画並びに団体営事業計画の設定及び施行について
- 第8号議案 令和7年度長期借入金の借入方法並びに償還方法について
- 第9号議案 令和7年度県営事業地元分担金の納入変更について
- 第10号議案 令和7年度一般会計並びに特別会計補正収支予算(案)について
- 報告事項 農地転用に伴う地区除外について

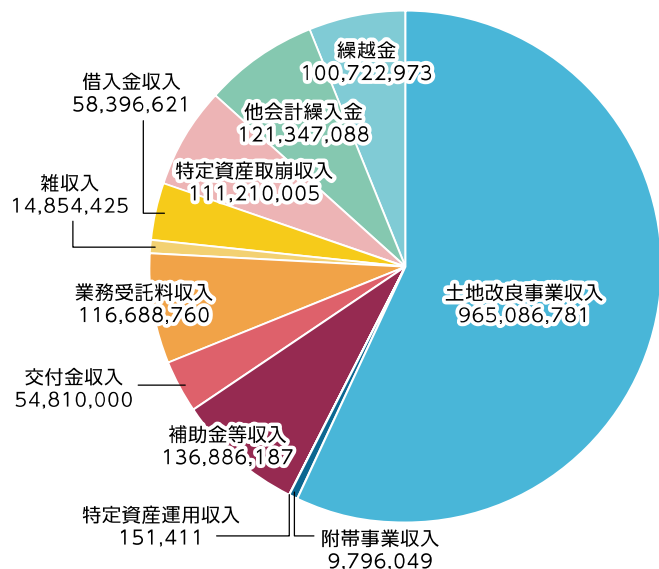
管理委員の選任について

管理委員は次のとおり選任されました。

管理委員会佐原支部 村田 好男
管理委員会福岡東支部 佐瀬 武

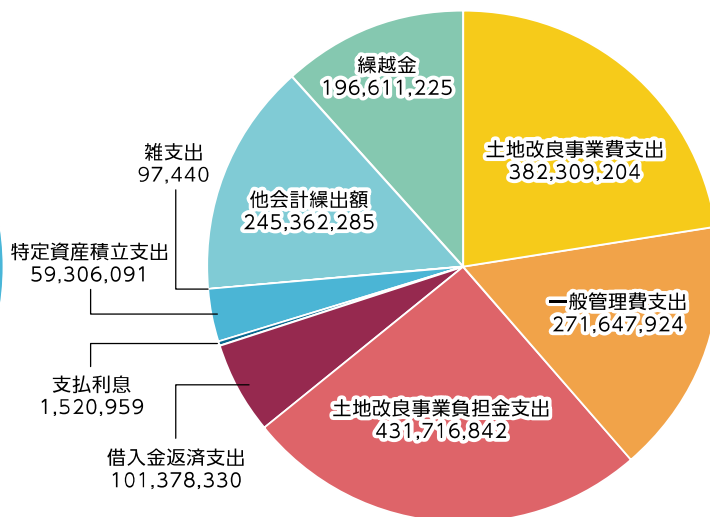
令和6年度一般会計収支決算

(単位:円)



収入

1,689,950,300円



支出

1,689,950,300円

特別会計収支決算及び貸借対照表についてはホームページに記載しております。

監査報告

令和6年度一般会計、特別会計発電事業、特別会計管理委員会支部及び特別会計地区別工区の収支決算及び財務諸表並びに業務について、令和6年11月及び令和7年7月に監査を行ったところ、各会計共に適切に処理されていることを認めました。

なお、未収賦課金が未だ多額に上ることから、引き続き調査、回収を強化されたい。

以上、監査の結果について報告する。

令和7年7月31日

両総土地改良区 総括監事 小高 正之
監事 宇井 弘一
監事 石渡 正信
監事 鈴木 大作

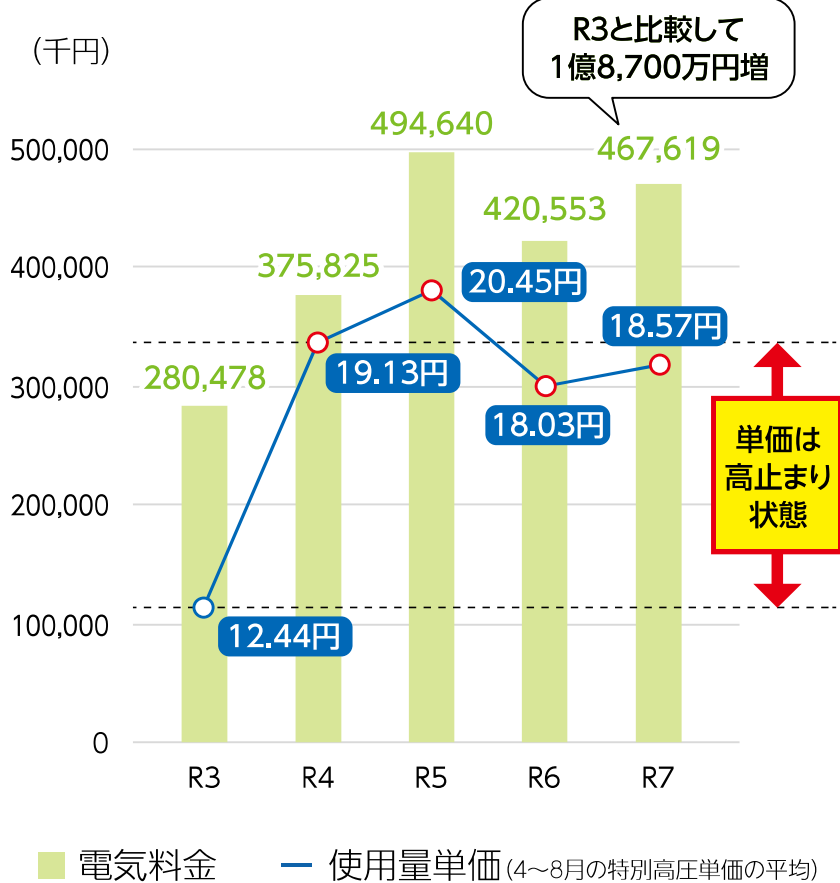


国営かんがい排水事業実施に向けて

両総地区では平坦な農地に配水するために特別高圧受電の揚水機場3箇所と高圧受電の用排水機場4箇所です年間約2000万kWhと非常に大きな電力を使用しています。令和5年度の電気料金は過去最高の約4億9千万円となり(高騰前の令和3年度と比べて1.9倍)、その後も高止まり状態が続いています。加えて人件費、資材費の高騰、施設の老朽化に伴い施設の維持管理費用も増高しており、これらの費用増は土地改良区の運営に大きな負担を与えています。

使用量単価が高止まりし下がる傾向にない中、電気料金を下げるためには、**総使用電力量を削減**する必要があり、国営かんがい排水事業(低炭素農業水利システム構築事業)を実施して高効率な設備への更新などを進めることが急務です。

電気料金と単価



農業水利施設の 省エネルギー化

高効率設備への更新(例)

○ポンプの高効率化



更新前の施設

○省エネ化のための機器導入



更新後の施設

- ・インバータ制御の導入
(モーターの回転速度を制御し使用電力を削減)
- ・進相コンデンサの導入
(モーター使用時等の無効電力を減らし使用電力を削減)

事業までの流れ

令和6年度
調査事業実施

地域整備方向
検討調査

令和7年度
事業実施要望書提出

国営地区調査

令和11年度
目標

事業着手

令和7年度事業実施について

■県営かんがい排水事業「両総茂原南地区」の工事実施状況

受益面積	関係市町村	事業内容			
686.6ha	茂原市、白子町、長生村 (東郷支線、高根支線、茂原支線掛)	支線用水路工 (FRPM管φ1,100mm～φ500mm) L= 8,699m 取付用水路工 (VP管φ300mm～φ75mm) L=10,187m			
工 期	総事業費	令和6年度	令和6年度迄	令和7年度	令和8年度以降
平成21年度～令和12年度	4,128,986千円	235,813千円	3,147,688千円	172,024千円	809,274千円

※事務的経費を除く本体事業費

○令和7年度主要工事実施計画

※R7年10月現在

工事名	主要工事等
①支線用水路工事(3の4)	定流量弁室工 N=1箇所
②支線用水路工事(4の4)	定流量弁室工 N=1箇所
③支線用水路工事(7の5)	支線用水路工 L=40m
④用水路付帯工事	用水路付帯工 N=1式

■県営かんがい排水事業「両総茂原西部地区」及び

団体営水利施設等整備事業(旧:団体営農業基盤整備促進事業)「茂原西部地区」の工事実施状況

県 営	受益面積	374ha ※当初	事業箇所	茂原市大登地先～長谷地先
	事業内容	用水路改修 L=3,900m (FRPM管φ1,100mm～φ600mm)		
	事業工期	平成28年度～令和10年度	総事業費	1,317,005千円
	令和7年度事業内容	用地測量業務	令和7年度事業費	5,000千円
団 体 営	受益面積	116ha ※当初	事業箇所	茂原市長谷地先～上茂原地先
	事業内容	用水路改修 L=1,100m (FRPM管φ600mm)		
	事業工期	平成28年度～令和10年度 (令和7年度の実施なし)	総事業費	300,000千円



「両総茂原西部地区」
用地測量業務実施状況



①「両総茂原南地区」支線用水路工事(3の4)
定流量弁室工の施工状況
(測量及び仮設工を実施中)



②「両総茂原南地区」支線用水路工事(4の4)
定流量弁室工の施工状況(開削中)

第47回 両総用水事業推進協議会総会

去る5月19日(月)両総土地改良区において、千葉県農林水産部次長 鈴木様をはじめ、来賓並びに関係機関多数のご臨席を賜り、両総用水事業推進協議会総会が開催されました。

1. 会長挨拶:金坂 昌典(大網白里市長)
2. 理事長挨拶:森 英介
3. 千葉県農林水産部長挨拶:鈴木 清次(次長)代理

○議 事

- 第1号議案 令和6年度事業報告について
- 第2号議案 令和6年度収支決算について
- 第3号議案 令和7年度事業計画(案)について
- 第4号議案 令和7年度収支予算(案)について
- 第5号議案 負担金算定方法及び納入期日(案)について
- 第6号議案 国営かんがい排水事業(低炭素農業水利システム構築事業)に係る地区調査の要望書について

○総会議案原案通り可決

金坂会長が議長となり、第1号議案から第6号議案まで、すべて原案のとおり可決・決定されました。

議事終了後、国営かんがい排水事業「両総茂原南地区」及び「両総茂原西部地区」の実施状況についてを長生農業事務所 佐藤次長より報告を受けました。

また、八間川クリーン大作戦2025についてを両総土地改良区より報告致しました。



国・千葉県へ要望活動を実施しました

令和7年9月2日(火)に両総土地改良区 森理事長、両総用水事業推進協議会 金坂会長を先頭に国・千葉県へ要望書を提出し意見交換を行いました。

本協議会では、今後も関係省庁及び千葉県に対して働きかけを行い、本地域における諸課題の解決に取り組んで参ります。

要望内容(国)

1. 農業農村整備事業の計画的・安定的な執行のため、令和8年度当初予算の拡大及び継続的かつ十分な予算の確保について
2. 将来にわたり安定した農業水利施設の維持管理が可能となる土地改良区の運営基盤強化に対する支援の推進について
3. 食料安全保障の確保等の基本理念の実現のため、基盤整備事業の早期採択早期着工に向けた支援の推進について
 - (1) 経営体育促進換地等調整事業における実施区域に隣接地の調査等についても補助対象とすること
 - (2) 相続不明地や共有地等の換地上の手続きが困難な土地について、迅速に処理できるよう新たな制度の創設を図ること
 - (3) 農地の集積・集約化を加速するため「農地中間管理機構」の体制強化を図ること
4. 高止まりしている電気料金の負担軽減に対応するため、国営かんがい排水事業(低炭素農業水利システム構築事業)による農業水利施設の省エネルギー化に向けた事業の推進について



要望内容(千葉県)

1. 千葉県の農業農村整備事業令和8年度当初予算の拡大及び継続的かつ十分な予算の確保について
2. 水利施設等保全高度化事業等の早期完了について
3. 国営附帯県営支線用水路等(用水15支線と2施設)の整備について
4. 基盤整備事業に係る事業の推進について
5. 基幹水利施設管理事業に係る委託業務について
6. 国営かんがい排水事業(低炭素農業水利システム構築事業)による省エネルギー化に向けた事業の推進について
7. 両総用水の疎水路である栗山川の早期改修並びに特定外来生物等の駆除対策について
8. 松漏堰上流部の堆砂問題における継続的な一宮川維持浚渫及び早期改修について



21世紀土地改良区創造運動

両総用水のPR活動・地域イベントに参加!

両総用水事業推進協議会では両総用水のPR活動の一環として、管内市町村で開催される産業祭等に参加しております。ブースでは両総用水の歴史や皆さんの生活と農業用水の関わりについてをパネルで紹介し、アンケート回答者には両総管内の多古町産米のほか米粉を使った商品などを配布しております。

今後も管内の各市町村のイベントへ積極的に参加し、両総用水の持つ多面性と農外効果の持つ重要性についてより知っていただけるよう活動していきます。



一宮町農林商工祭



ふるさと多古町あじさい祭り

両総管内に広がる特定外来生物の駆除へ

両総管内では特定外来生物による被害が拡大し、揚排水機場の運転や用排水路の維持管理に甚大な被害を及ぼしています。特に**ナガエツルノゲイトウ**は再生力、拡散力が強く、繁茂すると根絶することが難しい生物です。主に香取地区から山武地区（横芝光町）で繁茂が確認されており、最近では河川管理者による重機を使用しての駆除量を増やしていただいておりますが、根絶には至っていません。

両総用水事業推進協議会としても八間川クリーン大作戦のような駆除活動も行いつつ、国や千葉県に対して特定外来生物の徹底的な駆除を要望しています。

引き続き関係機関との情報共有・協力を密にしていきますので、組合員の皆さまにも下記の点ご協力をお願いいたします。

- 用排水路を見回り早期発見・早期駆除に努める。
- 水田や畦畔においては、侵入・拡散させないようネット等を設置する。
- 個人で駆除される場合は、除去の方法に十分注意して行ってください。
(例: 茎や根の断片から周囲に拡散するため、刈払い機を使った除草を避けましょう。)



ナガエツルノゲイトウ(栗山川での繁茂状況)



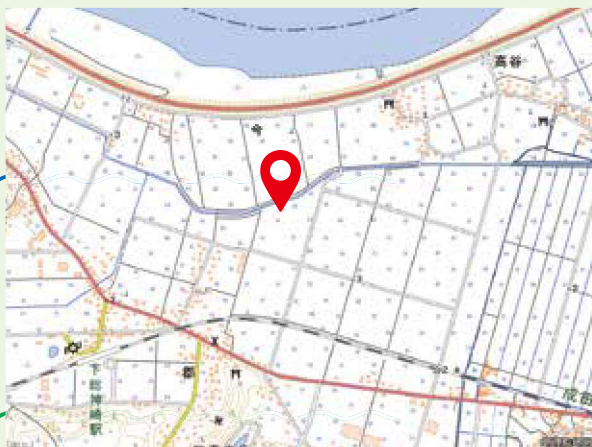
八間川クリーン大作戦2025(令和7年6月18日開催)

※活動内容詳細は両総土地改良区ホームページに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

営農組合紹介

神崎町にある

「農事組合法人神崎東部」さんにお話を伺いました。



Q1

組合の成り立ちについて

A1

平成11年の「低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業」をきっかけとして組織を立ち上げ、担い手の減少に歯止めをかけることを目的としています。大規模になることによって転作事業の補助がありました。今は少しずつ離農が進んでいる状況で、地元の農業を守るために引き受けるということで当初は20haほどでしたが段々と増え、今は100haを越えた規模になっています。平成24年に法人化し、今の地域の農業を維持している状況です。当初は4名、トラクター1台、田植え機1台で始まりました。地元の若い人を引き入れて法人化した時点で6名、現在は8名で運営しています。



食味収量センサ搭載コンバイン

Q2

営農作物について

A2

水稻が7割、転作作物(麦・大豆)が3割で当初から変わっていません。昨年まで飼料用米も作付けしていましたが、近年の状況を鑑みて主食用メインで作付けをしています。水稻は乾田直播、湛水直播(鉄コーティング)、移植の3種類の方法で行っています。現在は4品種を作付けしています(ふさおとめ、コシヒカリ、にじのきらめき、粒すけ)。今後も転作作物は麦・大豆として3割は維持していく予定です。



Q3

最近の農業について

A3

一般的に言われている担い手不足については当組合でも感じています。

今後2名の入社を見込んでいるので、向こう10年くらいはなんとかやっていけるんじゃないかと思っています。その中でまた入社してくれる人を探していこうかなというところ です。

今年も「もう自分ではできないから組合でお願いします」という農地があり、来年は耕作面積が更に7ha増えます。これからもどんどん増えてくるんじゃないかと思っています。やはり担い手の確保が1番の課題ですね。



神崎町からの表彰状



圃場水管理システム(WATARAS)



区域内の大豆圃場

Q4

組合の今後の目標やあり方について

A4

今後組合に預ける人が増えてくると思いますので、相談があれば受けると思っています。地元の農業を守ることです。今8名で100haですが、忙しい時もあればそうでない時もあります。今は機械や管理システムが頼りになっていて機械がないとこの規模はできません。技術者が2人いるので成り立っています。

また、100haとなると小さな圃場をいくつも耕作すると仕事が増えてしまうので、なるべく集約すること、交換等をして作りやすくする戦略も必要だと考えています。



後列左から
椿智郎さん、椿克子さん、鈴木一郎さん、
大原喜代枝さん、飯島和弥さん

前列左から
青野雄太さん、大原弘宣さん、石橋一博さん

お忙しい中取材に御協力頂き
ありがとうございました。

賦課金の納入について

毎年9月に通知している賦課金については、組合員の皆様のご理解により大部分が納期までに納入されておりますが、未だ納入が滞っている方もいます。滞納されている方は速やかに納入くださいますよう、お願い申し上げます。

✓ 賦課金とは

土地改良区が管理する施設の整備や維持管理、組織運営に必要な費用等を組合員の皆様にご負担していただくものです。賦課金額については、毎年3月に行われる総代会で決定されます。賦課金は水の使用料ではなく組合費ですので、水の使用の有無に関わらず農地の面積に応じた金額を徴収します。

✓ なんで支払う必要があるの？

土地改良区は農業用施設の整備や維持管理をするために、組合員が設立した公共の法人です。そのため組合員は受益地の水利施設を維持管理する共同責任がありますので、受益地内に農地がある限り、賦課金を支払うことになります。

✓ 賦課金を滞納すると・・・

土地改良区の円滑な運営が困難となり、施設の維持管理（整備や補修）などが十分に行えません。期限内に納入が確認できない場合は、役職員が個別に連絡、訪問を行います。それでも納入されない場合は、納入の督促措置（督促状・催告書の発行）を行い、最終的に財産（預金や不動産）を差し押さえるなどの滞納処分を行います。

未納解消へ向けた取り組み

年々、賦課金の未納が増加しております。賦課金は、農業用施設の維持管理や改良区の運営費等に充てられており、組合員の皆様が将来にわたり安定的に農業が営めるよう、未収賦課金の早期納入にご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

昨年度から弁護士事務所に未収賦課金の徴収を委託していますが、それでもなお納入されない場合は財産（預貯金や不動産等）の差押え等の滞納処分を執行することとなります。賦課金の滞納は改良区の運営や施設の維持管理に支障をきたし、組合員の皆様へのサービス低下にも繋がりますので、納期内に納入下さいますようお願い申し上げます。



また、未納がある農地を相続や売買で取得すると、取得後の組合員に支払い義務が生じますので、事前にご確認をお願いします。

未収金のお支払い等に関するご相談は、管轄の支所までご連絡ください。

令和7年度 差押状況および弁護士委託徴収状況

区 分	人 数	債権額
弁護士委託	9名	616,731円
差 押	19名	1,034,875円

令和7年10月末現在

内 訳	金 額
預貯金	383,813円
土 地	651,062円

こんな時は届け出を!!

農地の相続や売買等により
組合員資格を変更した場合

「組合員資格得喪通知書」を
提出してください

土地改良区は「市役所や法務局」と連携しておりませんので、所定のお手続きがお済みの場合でも名義の変更等は行われません。組合員資格に変更(住所や氏名等)が生じた場合は、土地改良区へ提出する必要があります。

組合員資格見直してみませんか?

土地改良区の組合員(事業参加資格者)とは、**自作地では所有者(自分の農地を自分で耕作している人)または貸借地では耕作者※(他人の農地を借りて耕作する権利を有している人)**が組合員であると土地改良法に規定されております。

今後、農業経営の規模拡大を目指す農業者の方々に農地が集積され、地域の農業が益々発展していけるよう、今一度、組合員資格を見直してみてもはいかがでしょうか。

※手続きにより所有者となる事があります。

資格得喪通知書は
ホームページから
ダウンロードして
ご利用頂くこともできます。

農地を農地外(宅地や道路等)へ
転用される(された)場合

申請内容により

「農地転用等の通知書」、
「開発行為等に伴う排水同意申請書」、
「地区除外申請書」を提出し、
必要な手続きを行ってください。

申請のご相談は、
管轄の支所にお問合せください。
なお、農地を転用される(された)場合は、
決済金が必要になります。

※決済金とは、転用により受益地が減少した後も、
組合員の負担が過重にならないよう、
事前に決済していただく費用です。

公共事業による転用や国土調査により
地目が変更になった場合も
同様の手続きが必要です。

○管轄地域

香取支所

香取市、神崎町、成田市、多古町

山武支所

匝瑳市、横芝光町、山武市、東金市、
九十九里町、大網白里市

長生支所

茂原市、白子町、長生村、一宮町

お問合せは、最寄りの[水土里ネット両総]へ

香取支所

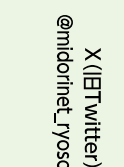
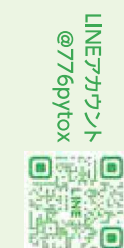
☎ 0478-54-3566 FAX 0478-54-3904
〒287-0005 香取市佐原ホ689

山武支所

☎ 0479-82-8820 FAX 0479-82-8851
〒289-1746 横芝光町寺方515-1

長生支所

☎ 0475-34-3113 FAX 0475-34-3178
〒299-4114 茂原市本納3041



職員募集について

○本土地改良区は、土地改良事業を通じて地域農業の維持や農村環境の保持に寄与しております。
地域のために、一緒に働いていただける職員を下記要領で募集しております。
なお、詳細はホームページをご覧ください。その他のお問い合わせは両総土地改良区総務課(Tel.0475-52-3145)
までお問合せください。

要 領

- 1雇用形態 ①正職員(令和8年4月採用)／②正職員(中途採用:令和7年度採用)
- 2採用人数 若干名
- 3試験内容 ①1次試験:書類選考、2次試験:筆記試験・個人面接(令和8年2月実施予定)
②1次試験:書類選考、2次試験:個人面接
- 4受付期間 令和7年12月1日(月)～令和8年1月30日(金)※書類必着
- 5試験結果 本人へ可否を通知
- 6受験資格 ①平成7年4月2日～平成20年4月1日までにお生まれの方／学歴:高卒以上
②35歳以下／学歴:高卒以上
※共に要普通自動車免許、パソコンの基本操作(Word・Excel)ができる方。
- 7申込方法 書類(a～e)を郵送または持参にて提出
- 8提出書類 a.願書 b.履歴書(指定無し、自書、顔写真貼付)
c.卒業見込証明書または卒業証明書 d.成績証明書
e.健康診断書:健診項目(身長・体重・視力・血圧・検尿・胸部X線・医師の所見)
- 9願書の配布方法 両総土地改良区のホームページ(URL <http://www.ryoso-lid.or.jp>)よりダウンロード
または両総土地改良区本部にて配布
- 10情報及び提出書類の取扱いについて 提出されました個人情報につきましては、採用試験以外の目的には使用いたしません。
また、提出していただいた書類は、合格者を除き可否通知と共に返送いたします。
- 11勤務開始日について ①令和8年4月1日／②両者の協議により決定。
- 12処遇等について(※令和7年度時点)
○給与月給:大学卒 220,000円／短大(専門)卒 204,400円／高校卒 188,000円
※社会人経験に応じて加算措置有り。
○賞 与:年2回(6月・12月)
○待 遇:昇給、社会保険、各種手当、その他(年次休暇・夏季休暇ほか)
○労働時間:8時30分～17時30分(内、昼休み12時～13時の1時間を除く):週40時間
(農業用水送水期間中(4月～8月)は、変形労働時間制が適用され、週に1回程度夜間勤務があります。)
○休 日:年間123日(毎土曜日・日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始)
但し、変形労働時間制適用の場合は、勤務表のとおり

維持管理業務



維持管理業務



広報活動



広告を募集します

発行部数:22,500部(年2回)

※内容によっては掲載をお断りする場合がございます。

申込・問合せ先:両総土地改良区 総務課
TEL 0475-52-3145

掲載金額

1枠(横約9cm、縦約4cm)につき

掲載1回 5,000円